

# 東大阪市教育委員会令和3年7月定例会

1 日 時 令和3年7月19日(月)  
開会 午後2時00分  
閉会 午後2時36分

2 場 所 市庁舎18階 会議室1及び会議室2

3 出席者 (委員)

教育長	土 屋 宝 土
教育長職務代理人	堤 晶 子
委 員	山 中 雅 仁
委 員	秦 卓 宏

(出席説明員)

教育次長	北 林 康 男
教育次長	諸 角 裕 久
学校教育部長	岩 本 秀 彦
学校教育部参事	森 田 好 一
社会教育部長	望 月 督 司
教育政策室長	永 吉 勝 則
学校教育部次長	杉 本 篤 史
学校教育部次長	出 口 源 一
人権教育室長	勝 部 高
教育センター所長	中 淵 一 博

(出席補助説明員)

学事課長	松 木 裕 幸
社会教育センター館次長	片 岡 功
高等学校課主幹	芦 田 じゅん

## 4 議 事

### 【土屋教育長】

ただ今から、東大阪市教育委員会令和3年7月定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は山中委員にお願いいたします。

なお、村上委員につきましては、本日の会議を欠席する旨の届出がされておりますので、ご報告いたします。

本日の会議でございますが、日程第1「議案第38号 令和4年度使用東大阪市立小学校（義務教育学校の前期課程を含む）教科用図書採択の件」から日程第6「報告第6号委員会付議事項臨時代理処理の件」までを議題といたします。

それでは、ここでお諮りいたします。日程第5「議案第42号 令和3年度東大阪市奨学生（奨学金）決定の件」につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開とし、他の議案審議・報告ののち、審議いたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

### 【各委員】

（異議なしの声あり）

### 【土屋教育長】

ご異議なしと認めます。よって、本案件の審議につきましては、非公開とし、他の議案審議・報告ののち、審議することといたします。

それでは、議案の説明をお願いします。

### 【北林教育次長】

それでは、議案の説明をさせていただきます。

日程第1「議案第38号 令和4年度使用東大阪市立小学校（義務教育学校の前期課程を含む）教科用図書採択の件」につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、同法施行令第15条第1項の規定に基づき、種目ごとに、令和元

年度に採択し、令和2年度より使用しているものを採択するものでございます。

続きまして、日程第2「議案第39号 令和4年度使用東大阪市立中学校（義務教育学校の後期課程を含む）教科用図書採択の件」につきましては、社会歴史的分野を除いて、文部科学大臣の検定を経て新たに発行される教科用図書がないことから、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、同法施行令第15条第1項の規定に基づき、社会歴史的分野以外の種目について、令和2年度に採択し、令和3年度より使用しているものを採択するものでございます。

また、社会歴史的分野については、文部科学大臣の検定を経て、自由社の「新しい歴史教科書」が新たに発行されることとなったことから、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第6条第3号により採択替えを行うことも可能であるが、大阪府教育委員会による「令和4年度使用義務教育諸学校教科用図書採択の基本事項」においては、「採択替えを行うか否かは採択権者の判断によるべきもの」とされていることから、採択替えは行わず、社会歴史的分野においても令和2年度に採択し、令和3年度より使用しているものを引き続き採択するものでございます。

続きまして、日程第3「議案第40号 令和4年度使用東大阪市立高等学校教科用図書採択の件」につきましては、4月の定例教育委員会にて、「令和4年度使用 東大阪市立高等学校教科用図書については、東大阪市立高等学校使用教科用図書選定委員会において種目ごとに選定され、学校長より報告を受けた教科用図書について、市教育委員会が慎重に検討の上、その採択を決定する。」との高等学校使用 教科用図書採択方針のご決定を賜りました。

これを受け、選定委員会におきまして検討協議し、選定をされました教科用図書につきまして、学校長から教育委員会へ報告がございましたので、議案書のとおりご提案申し上げます。

続きまして、日程第4「議案第41号 東大阪市立野外活動センター条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」につきましては、東大阪市立野外活動センターに利用料金制度を導入するにあたり、「東大阪市立野外活動センター条例の一部を改正する条例」が令

和3年第2回市議会において可決され、令和4年4月1日より施行されることに伴い、同条例施行規則についても利用料金制度の導入等にかかる所要の改正を行うものでございます。

続きまして、日程第6「報告第6号 委員会付議事項 臨時代理処理の件」につきましては、急施を要し、委員会に付議する暇がございませんでしたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づきまして、臨時代理処理を行ったものの報告でございます。

臨時代理第16号「東大阪市教育センター事務分掌規則の一部を改正する規則制定の件」につきましては、「東大阪市教育センター条例の一部を改正する条例」が令和3年第2回市議会において可決されたことに伴い、教育センターの事務分掌について、所要の改正を行ったものでございます。

次に、臨時代理第17号「東大阪市奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」につきましては、「東大阪市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例」が令和3年第2回市議会において可決されたことに伴い、本規則で規定する様式について所要の改正を行ったものでございます。

以上でございます。何とぞよろしくご審議のうえ、ご決定、ご承認を賜われますようお願いいたします。

### 【土屋教育長】

それでは、ただいまの日程第1「議案第38号」から日程第6「報告第6号」までの内、日程第5「議案第42号」を除く案件につきまして、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

### 【堤教育長職務代理者】

東大阪市教育センター事務分掌規則の一部を改正する規則制定の件ですが、第2条第2号の「教育実習に関すること。」及び同条第4号の「幼児、児童及び生徒の教育及び発達

に係る相談に関すること。」について、変更理由を説明してもらえますか。

### 【中洲教育センター所長】

第2条第2号の「教育実習に関すること。」でございますが、教育実習に関する事務手続きに関しましては、従来より教育センターで行わせていただいております。事務専決規程にも記載しておりますので、この度、事務分掌に記載をさせていただいたものでございます。次に、同条第4号の「幼児、児童及び生徒の教育及び発達に係る相談に関すること。」につきましても、教育相談と発達相談を分けて記載しておりましたが、事業においては一体的に行っており、東大阪市教育センター条例についても、一体的な記載とする改正がおこなわれたことから、規則についても同様の改正を行ったものでございます。

### 【土屋教育長】

令和4年度使用東大阪市立中学校教科用図書採択の件ですが、説明にありましたように社会歴史的分野については、自由社の「新しい歴史教科書」が、文部科学大臣の検定を通ったということで、制度を参照いたしますと社会歴史的分野の教科書について新たな採択替えを行うことも可能となっているところです。令和2年度に採択し、令和3年4月から使用している中学校の社会歴史的分野の教科書について、学校現場から何か課題や問題点の報告はあるでしょうか。

### 【森田学校教育部参事】

社会歴史的分野について、現時点において学校の方から、何か課題や問題点があるような報告はございません。

### 【土屋教育長】

社会歴史的分野について、学校現場から特に課題や問題点は聞いていないということでございます。教育委員の皆様には、今回新たに発行されることとなった自由社の「新しい

歴史教科書」については、事前にご確認をいただいておりますが、この採択について、特段何かご意見等がございますでしょうか。

### 【各委員】

(なしの声あり)

### 【土屋教育長】

今、私の方から中学の社会歴史的分野の教科書の採択について、少し確認をさせていただきましたが、高校の教科書についても新たな学習指導要領が次年度から実施されるため、例年の教科書の採択とは少し異なる部分があると思いますけれども、このことについて少し具体的に説明してください。

### 【芦田高等学校課主幹】

教科書選定委員会において、各教科の委員から出た意見をふまえ、説明いたします。「令和4年度 市立高等学校選定予定教科書」をご覧ください。右端の「○(新)」となっている教科書が、新課程のものであります。高等学校においては、令和4年度入学生より学年進行で新課程が導入されますが、東大阪市立日新高等学校における教科書選定の観点は、どの教科も従来と同様、生徒にとって理解しやすいものという点です。

新課程の教科書の特徴として、QRコードにより動画等他のコンテンツにリンクしているものも多いのですが、数学科や理科からは、教科書そのものの内容だけでなく、リンク先の内容も加味して選定をおこなったと報告を受けています。今回、新課程において、新設された科目が多数ありました。それら科目について、選定理由を簡単に説明させていただきます。

まず、国語ですが、新課程において、今までは単に「どのような教材を学ぶか」だったのが、「何ができるようになるか」を軸に科目の再編が行われました。その結果として「現代の国語」と「言語文化」が必修科目として新設されています。「現代の国語」は、

実社会における国語による諸活動に必要な資質・能力の育成に主眼を置いた科目として新設されています。教材としては、現代の社会生活に必要とされる論理的な文章及び実用的な文章を扱います。この科目の教科書としては、一定分量の文章と短い文章を交互に織り込んだ独特の構成が、生徒の学習に適切であるとの判断で選定されています。「言語文化」については、上代から近現代に受け継がれてきた日本の言語文化への理解を深めることに主眼を置いた科目として新設されています。教材としては、古典及び近代以降の文学作品を扱います。この科目については、収録された教材である古文・漢文・現代文いずれもが生徒の発達段階に即し、基本の定着と発展的学習に向けた作品となっていることを評価して選定されています。

次に、公民科における新設科目「公共」の教科書ですが、現行の学習指導要領における「現代社会」という科目の教科書として採用してきた出版社のものが、平易な文章で読みやすいことと、使われている資料が見やすいことから選定されています。

次に、英語については、新学習指導要領において、外国語を用いて「何ができるようになるか」という形で目標が整理され、聞くこと、読むこと、やり取りとしての話すこと、発表としての話すこと、書くことの言語活動や、これら5つの領域を総合的に扱うことを一層重視する必修科目として「英語コミュニケーションⅠ」が新設されました。また、話すこと、書くことを中心とした発信力を強化するため、スピーチ、プレゼンテーション、ディベートなどを扱う科目として「論理・表現Ⅰ」が新設されました。「英語コミュニケーションⅠ」の教科書は、5つの領域の充実度とバランスが良いことがポイントとなり、「論理・表現Ⅰ」の教科書は、表現をベースに文法事項を押さえられるもので、尚且つ分量、レベルも生徒に合っていることから選定したと報告を受けています。

最後に、情報科においては、「情報Ⅰ」が新設されました。情報モラルが一番に学習できる点と、必修となったプログラミングの解説が分かりやすいことから、この教科書を選定したとの報告がありました。以上で説明を終わります。

**【土屋教育長】**

高等学校の教科書につきましては、新しい課程に基づく新たな教科書の採択が行われておりますので、少し詳しい説明をさせていただきました。これまでの案件も含めて何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

**【各委員】**

(なしの声あり)

**【土屋教育長】**

それでは、日程第1「議案第38号」から日程第6「報告第6号」までの内、日程第5「議案第42号」を除く案件につきまして、いずれも原案のとおり、可決及び承認することにご異議ございませんか。

**【各委員】**

(異議なしの声あり)

**【土屋教育長】**

ご異議なしと認めます。

日程第1「議案第38号 令和4年度使用東大阪市立小学校（義務教育学校の前期課程を含む）教科用図書採択の件」から日程第6「報告第6号 委員会付議事項臨時代理処理の件」までの内、日程第5「議案第42号 令和3年度東大阪市奨学生（奨学金）決定の件」を除く案件につきましては、いずれも原案のとおり可決及び承認することと決しました。

**【土屋教育長】**

次に、口頭報告をお願いします。

## 【教育政策室より概要を一括報告】

### ・後援名義

教育政策室	4件
学校教育推進室	2件
社会教育課	3件
青少年教育課	1件

## 【土屋教育長】

それでは、次に人権教育室より「第25回東大阪市人権教育研究集会全体会について」の報告をお願いします。

## 【勝部人権教育室長】

「第25回東大阪市人権教育研究集会全体会」につきましては、「人権と共生」の社会の確立をめざし、生活を見つめ、生命や仲間を大切にし、「生きる力」を身につけた子どもたちを育てる教育を創造し、すべての学校園でより充実した取組みをすすめるため次のとおり開催をいたします。8月6日に関しましては、リアルタイムでの配信、16日（月曜日）から27日（金曜日）までの間をオンデマンドでの配信を行います。内容につきましては、教育長のあいさつ、基調提案、秋に行われる実践交流分科会の案内、大阪大学特任教授の榎井縁先生からの全体講演となっております。

例年、東大阪アリーナを会場として、市内教職員、保護者、地域、約2,000人が集まって実施をしておりますけれども、昨年度はオンデマンドにより、今年度も新型コロナウイルス感染拡大防止のためにオンラインで実施をし、保護者等の集まりに関しては今年も出来ない状況でございます。

## 【土屋教育長】

人権教育室の方から、本年度の人権教育研究集会全体会について、今年度はオンライン

による配信で行う。こういう概要の説明がありました。

口頭報告について何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

**【各委員】**

(なしの声あり)

**【土屋教育長】**

口頭報告については、ただいまの報告のとおりとさせていただきます。

それでは、これから審議を行う日程第5「議案第42号 令和3年度東大阪市奨学生(奨学金)決定の件」につきましては、非公開とさせていただきます。傍聴者の方は退席をお願いいたします。

また、非公開審議の件につきましては、学校教育部にかかる案件ですので、両教育次長、学校教育部長、出口学校教育部次長、教育政策室長、学事課長以外の出席説明員の方々は退席をお願いします。

※傍聴者退席

～ここから非公開審議～

**【土屋教育長】**

本日予定いたしておりました議案審議はこれで終了いたしました。

本日の会議はこの程度でとどめたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

**【各委員】**

(異議なしの声あり)

**【土屋教育長】**

ご異議なしと認めます。

それでは次回の教育委員会議の日程を事務局よりお願いします。

**【事務局より】**

次回の教育委員会議につきましては、令和3年8月23日（月曜日）午後2時より開会  
する予定にしております。

**【土屋教育長】**

それでは、これをもちまして閉会いたします。委員の皆様方、また、ご出席の皆様、大変  
ご苦勞様でした。

会議録署名委員

東大阪市教育委員会教育長	土屋 宝土
東大阪市教育委員会委員	山中 雅仁